

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年3月22日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
厚生年金保険関係	6件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000267 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000085 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 3 月の標準賞与額 4 万円及び平成 29 年 3 月の標準賞与額 3 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 3 月及び平成 29 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 3 月 31 日  
② 平成 29 年 3 月 31 日

定期的賞与ではなかったため、期末手当支払届の届出を失念していましたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間①及び②に係る賞与明細一覧表及び日本年金機構が提出した請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）により、請求者は、平成 26 年 3 月 31 日及び平成 29 年 3 月 31 日に A 社から賞与を支給され、平成 26 年 3 月は 4 万円及び平成 29 年 3 月は 3 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できることから、平成 26 年 3 月及び平成 29 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求者に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に基づく請求者に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000268 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000086 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 3 月の標準賞与額 4 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 3 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 26 年 3 月 31 日

定期的賞与ではなかったため、期末手当支払届の届出を失念していましたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間に係る賞与明細一覧表及び日本年金機構が提出した請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）により、請求者は、平成 26 年 3 月 31 日に A 社から賞与を支給され、平成 26 年 3 月は 4 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できることから、平成 26 年 3 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求者に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に基づく請求者に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900298号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2000087号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年12月から平成20年3月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年12月から平成19年12月までの標準報酬月額については、28万円から38万円、平成20年1月から同年3月までの標準報酬月額については、28万円から36万円とする。

平成18年12月から平成20年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月から平成20年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年1月から同年3月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年1月から同年3月までの標準報酬月額については、36万円から38万円とする。

平成20年1月から同年3月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年1月5日から平成20年4月1日まで

A社に係る請求期間の標準報酬月額よりも多くの給与が支給されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成18年12月から平成20年3月までの期間については、A社が提出した平成19年度及び平成20年度の賃金台帳並びに日本年金機構が保管する同社の請求者に係る平成20年の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額(28万円)を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月から平成19年12月までの標準報酬月額については38万円、平成20年1月から同年3月までの標準報酬月額については36万円とすることが必要である。

平成18年12月から平成20年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月から平成20年3月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成18年12月から平成20年3月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成20年1月から同年3月までの期間については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（28万円）及び厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（36万円）を上回っていることから、平成20年1月から同年3月までの標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、平成20年1月から同年3月までの訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成16年1月から平成18年11月までの期間については、A社は、平成18年以前の賃金台帳を保管していない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していないところ、請求者が提出した給与振込先とする銀行の「預金異動明細表」により、A社からの振込金額は確認でき、B町が提出した請求者に係る平成17年度（平成16年分所得）から平成21年度（平成20年分所得）までの「給与支払報告書【照会】」により、各年の給与支払金額及び社会保険料控除額は確認できるものの、当該振込金額等からは、平成16年1月から平成18年11月までの期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成16年1月から平成18年11月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成16年1月から平成18年11月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900331 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000088 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 19 年 9 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 9 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 19 年 9 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 9 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 19 年 9 月から同年 12 月まで	28 万円	34 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	28 万円	32 万円	34 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 1 月まで	30 万円	32 万円	34 万円
平成 21 年 2 月から同年 8 月まで	30 万円	32 万円	38 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 10 年 4 月 1 日から平成 17 年 1 月 1 日まで  
② 平成 19 年 9 月 6 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

B 社に係る請求期間①及び A 社に係る請求期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録よりも多くの給与が支給され、厚生年金保険料も多く控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間②（次の表の第一欄に掲げる期間）については、A社及び請求者が提出した賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間②の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間②の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成19年9月から同年12月まで	28万円	34万円	—
平成20年1月から同年8月まで	28万円	32万円	34万円
平成20年9月から平成21年1月まで	30万円	32万円	34万円
平成21年2月から同年8月まで	30万円	32万円	38万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、平成20年1月から平成21年8月までの期間については、A社及び請求者が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、平成11年12月から平成13年11月までの期間については、請求者が提出した給与振込先とする銀行の「預金取引明細」により、B社からの振込金額は確認でき、C市が提出した請求者に係る平成13年度（平成12年分所得）及び平成14年度（平成13年分所得）の「市県民税課税台帳記載事項証明書」により、各年の給与収入金額及び社会保険料額は確認できるものの、当該振込金額等からは、平成11年12月から平成13年11月までの期間に

係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

また、請求期間①のうち、平成10年4月から平成11年11月までの期間及び平成13年12月から平成16年12月までの期間については、前述の「預金取引明細」により、B社からの振込金額（平成14年10月、平成15年8月及び同年9月を除く。）は確認できるものの、当該振込金額からは、平成10年4月から平成11年11月までの期間及び平成13年12月から平成16年12月までの期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、適用事業所ではなくなった当時の事業主は、請求期間①に係る厚生年金保険料について、オンライン記録の標準報酬月額に対する保険料より高く控除していたかは分からない旨回答しており、同社の元破産管財人の法律事務所は、管財業務で資料を探した時には請求期間①当時の資料はなかったとしている。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000051 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000089 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 11 年 4 月から平成 15 年 2 月まで、同年 10 月及び平成 18 年 10 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 4 月から平成 15 年 2 月まで、同年 10 月及び平成 18 年 10 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 4 月から平成 15 年 2 月まで、同年 10 月及び平成 18 年 10 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 4 月から平成 15 年 2 月まで、同年 10 月及び平成 18 年 10 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 11 年 4 月、平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月まで及び平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 4 月、平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月まで及び平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 4 月、平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月まで及び平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 11 年 4 月	24 万円	28 万円	38 万円
平成 11 年 5 月から同年 9 月まで	24 万円	38 万円	—
平成 11 年 10 月から平成 12 年 9 月まで	22 万円	41 万円	—
平成 12 年 10 月及び同年 11 月	24 万円	44 万円	—
平成 12 年 12 月から平成 13 年 2 月まで	24 万円	41 万円	—
平成 13 年 3 月	24 万円	47 万円	—
平成 13 年 4 月	24 万円	41 万円	—
平成 13 年 5 月から同年 8 月まで	24 万円	38 万円	—
平成 13 年 9 月	28 万円	38 万円	—
平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月まで	28 万円	38 万円	41 万円
平成 14 年 10 月から平成 15 年 2 月まで	28 万円	36 万円	—
平成 15 年 10 月	28 万円	38 万円	—
平成 18 年 10 月から平成 19 年 8 月まで	28 万円	36 万円	—
平成 19 年 9 月から同年 12 月まで	28 万円	38 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 4 月まで	28 万円	36 万円	38 万円
平成 20 年 5 月から同年 8 月まで	28 万円	36 万円	44 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	34 万円	36 万円	44 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 11 年 4 月 5 日から平成 16 年 11 月 1 日まで  
② 平成 18 年 10 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日まで

年金記録の標準報酬月額と実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額が相違しているため、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 11 年 4 月から平成 15 年 2 月までの期間、平成 15 年 10 月及び請求期間②のうち、平成 18 年 10 月から平成 21 年 8 月までの期間（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出した給与明細書、A社が提出した賃金台帳及びB銀行が提出した請求者に係る預金取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 11 年 4 月から平成 15 年 2 月まで、平成 15 年 10 月及び平成 18 年 10 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書、賃金台帳及び預金取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成 11 年 4 月から平成 15 年 2 月まで、平成 15 年 10 月及び平成 18 年 10 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 11 年 4 月	24 万円	28 万円	38 万円
平成 11 年 5 月から同年 9 月まで	24 万円	38 万円	—
平成 11 年 10 月から平成 12 年 9 月まで	22 万円	41 万円	—
平成 12 年 10 月及び同年 11 月	24 万円	44 万円	—
平成 12 年 12 月から平成 13 年 2 月まで	24 万円	41 万円	—
平成 13 年 3 月	24 万円	47 万円	—
平成 13 年 4 月	24 万円	41 万円	—
平成 13 年 5 月から同年 8 月まで	24 万円	38 万円	—
平成 13 年 9 月	28 万円	38 万円	—
平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月まで	28 万円	38 万円	41 万円

平成 14 年 10 月から平成 15 年 2 月まで	28 万円	36 万円	—
平成 15 年 10 月	28 万円	38 万円	—
平成 18 年 10 月から平成 19 年 8 月まで	28 万円	36 万円	—
平成 19 年 9 月から同年 12 月まで	28 万円	38 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 4 月まで	28 万円	36 万円	38 万円
平成 20 年 5 月から同年 8 月まで	28 万円	36 万円	44 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	34 万円	36 万円	44 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 11 年 4 月から平成 15 年 2 月まで、同年 10 月及び平成 18 年 10 月から平成 21 年 8 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 11 年 4 月から平成 15 年 2 月まで、同年 10 月及び平成 18 年 10 月から平成 21 年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成 11 年 4 月、平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月まで及び請求期間②のうち、平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書及び賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成 15 年 3 月から同年 9 月まで及び同年 11 月から平成 16 年 10 月までの期間については、A社は、平成 18 年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の住所地であるC市は、課税資料の保存期間を過ぎているため請求期間について提供できる資料等はない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していないところ、B銀行が提出した請求者の請求期間に係る預金取引明細により、各月の給与の振込金額は確認できるものの、当該振込金額からは平成 15 年 3 月から同年 9 月まで及び同年 11 月から平成 16 年 10 月までの期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成 15 年 3 月から同年 9 月まで及び同年 11 月から平成 16 年 10 月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 15 年 3 月から同年 9 月まで及び同年 11 月から平成 16 年 10 月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 請求期間②のうち、平成 21 年 9 月から平成 22 年 3 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した賃金台帳により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

また、当該期間については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、既に厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録されている報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による記録の訂正を行う必要はない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000297 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000091 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 8 月の標準賞与額 19 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 8 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 8 月 14 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した平成 30 年 8 月 14 日付け賞与一覧表及び源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において、同社から 19 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料（1 万 7,385 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、当該賞与額に見合う標準賞与額を保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 10 月 7 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 8 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000143 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2000016 号

## 第 1 結論

平成 10 年 9 月から平成 21 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 9 月から平成 21 年 9 月まで

平成 10 年に会社を退職した後、A 市役所で国民健康保険の手続と一緒に国民年金の免除申請手続を行った。再度確認したら、国民年金保険料免除申請書の破損した一部らしきものが見つかったので、請求期間を国民年金保険料の申請免除期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、①オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号（\*）において、請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日（平成 10 年 9 月 1 日）及び喪失年月日（平成 21 年 10 月 1 日）の入力処理が行われたのは、平成 23 年 2 月 7 日であることが確認できることから、請求期間当時は国民年金に未加入として取り扱われていたものと考えられること、②日本年金機構は、\*以外に請求者へ払い出された基礎年金番号はない旨回答していること、③社会保険オンラインシステムで氏名による検索を行ったものの、請求者に\*以外の基礎年金番号が払い出された形跡はないこと、④請求期間は 133 月と長期間にわたっており、当該期間すべての国民年金保険料が免除されるためには複数回の免除申請手続が必要となることから、免除申請書を受理、審査し、その審査結果を通知する一連の事務処理過程において、請求者の住所地である A 市及び社会保険事務所（当時）がいずれの機会においてもこれを記録しなかったとは考え難いことなどから、既に平成 31 年 4 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、再度確認したら、国民年金保険料免除申請書の破損した一部らしきものが見つかったので、請求期間を国民年金保険料の申請免除期間に訂正してほしいと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、日本年金機構は、請求者が請求期間の国民年金保険料免除申請書であるとして提出した資料について、多段階免除の記載があるため平成 18 年 7 月以後に作成されたものと思われ、過去の国民年金保険料免除申請書の様式を確認した結果、平成 26 年 4 月作成の業務処理要領（平成 26 年 5 月 1 日改正・施行）に掲載されていた帳票見本が近いのではないかと史料する旨回答していることから、当該資料が請求期間における国民年金保険料免除申請書であることは確認できない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000141 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000090 号

## 第 1 結論

平成 11 年 8 月から同年 11 月までの期間について、請求者が A 社における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

平成 14 年 7 月 2 日から同年 10 月 23 日までの期間について、請求者が B 社における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

平成 14 年 10 月 23 日から平成 15 年 1 月 20 日までの期間について、請求者が C 社における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 11 年 8 月から同年 11 月まで  
② 平成 14 年 7 月 2 日から同年 10 月 23 日まで  
③ 平成 14 年 10 月 23 日から平成 15 年 1 月 20 日まで

請求期間①については、期間についてははっきり記憶していないが、A 社に勤務して D 工場  
で働いていた。請求期間②については E 市の B 社、請求期間③については同じく E 市の C 社に  
勤務して F 社の複数の工場で働いていた。働いていたのは間違いないので、記録を調査してほ  
しい。

## 第 3 判断の理由

### 1 請求期間①について、請求者は、期間ははっきり記憶していないが、A 社（現在は G 社）に 勤務していた旨主張している。

しかしながら、G 社は、保存期間経過の為、請求者に係る関係書類の保管はなく、勤務期間  
等については不明である旨回答している。

また、請求者の請求期間①に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、請求期間①当時、  
A 社が加入していた H 健康保険組合は、A 社が同組合に加入していた平成元年 9 月 1 日から平  
成 19 年 4 月 1 日までの期間について、請求者の氏名及び生年月日により検索したが、該当者  
は見当たらなかった旨回答している。

### 2 請求期間②について、請求者の B 社に係る雇用保険被保険者記録が確認できることから、請 求者が請求期間②において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、日本年金機構は、事業所名簿検索システムによる検索の結果、E 市において、  
名称が B 社である事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない旨回答し  
ている。

また、商業登記簿謄本及び雇用保険の記録により、請求期間②当時、E 市に所在していたこ  
とを確認できる B 社の事業主は、請求者に係る関係書類の保管はなく、勤務期間等は不明であ

るが、同社は請求期間②において厚生年金保険の適用事業所ではなく、請求者の厚生年金保険に関する届出及び給与からの厚生年金保険料の控除は行っていない旨回答している。

- 3 請求期間③について、請求者のC社に係る雇用保険被保険者記録が確認できることから、請求者が請求期間③において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、日本年金機構は、事業所名簿検索システムによる検索の結果、E市において、名称がC社である事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない旨回答している。

また、商業登記簿謄本及び雇用保険の記録により、請求期間③当時、E市に所在していたことが確認できるC社の事業主は、当時の記録は残っていないが、同社は請求期間③において厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨回答している。

- 4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。